

令和5年6月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

2 番	那 須 英 二	3 番	小久保 照 枝
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	市民生活部長	柴 田 寿 文
健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳	建 設 部 長	立 石 隆 信
教 育 部 長	渡 邊 一 弘	健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄	教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦
監 査 委 員 事 務 局 長	大 木 弘 己	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	村 田 健太郎	人事秘書課長	山 森 隆 彦
企画政策課長	佐 藤 文 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫	環 境 課 長	梅 田 英 明
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教

健康推進課長	山 守 美代子	福祉課長	後 藤 浩 幸
介護高齢課長	安 井 幹 雄	児童課長	飯 田 宏 基
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之	産業振興課長	上 田 忠 次
土木課長	神 野 忠 昭	都市整備課長	三 輪 秀 樹
下水道課長	水 谷 繁 樹	学校教育課長	田 畑 由美子
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	伊 藤 篤 由		

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 野 智 雄	書	記	田 口 邦 郎
書	記	川 村 紀 子		

7 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第20号 弥富市税条例の一部改正について
日程第 3	議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 4	議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第20号から日程第6、議案第24号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質疑させていただきます。

まず、議案第21号でございます。

議案第21号国民健康保険税の一部改正ということで、この国保に関して最高限度額の上限、課税限度額を上げるということと引換えに、5割軽減や2割軽減の適用する範囲が広がると、要は低所得者に対して配慮していくとともに、その分最高限度額が上がるというような仕組みになっているこの一部改正だというふうに思いますけれども、この課税限度額となる人の現在の所得基準は幾らでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） おはようございます。

お答えします。

今回の改正に伴う後期高齢者支援金等課税額の課税限度額に到達する所得について、2人世帯の場合は909万2,170円となり、3人世帯の場合は867万4,400円となり、4人世帯の場合は825万6,620円となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こちらのほうは、収入ですか、それとも所得のほうでございますか。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） これは所得となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 所得ということで、実際に1,000万を超えるような方々が対象になるのかというふうに思います。

続きまして、議案第23号、弥富市国民健康保険税の特別会計に対する補正予算でございます。これに関して、主に電子計算処理委託料というふうな予算が計上されておりますが、この委託料とはどういうものなんでしょうか。また、このシステムに関しては、マイナンバーシステムに関連するものなのかどうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

令和5年3月議会定例会にて議決をいただきました国民健康保険税の税率改正において、資産割を廃止したことに伴うシステム改修のうち、納税通知書レイアウトの改修を行うもので、マイナンバーシステムに関連する改修ではありません。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） マイナンバーではなく、先日の資産割等の改変に対してのシステム改修ということが確認されました。

続きまして、議案第24号、弥富市介護保険特別会計の補正予算について、こちらも同様にシステム改修費というふうに出ておりますけれども、こちらのほうはどのような改修なんでしょうか。これもマイナンバーシステムと関係あるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） このたびの介護保険システム改修は、国の情報連携に用いるデータ標準レイアウト改版に伴い、高額介護合算療養費等の支給決定手続における自己負担額証明書情報について、情報提供すべき年の範囲修正などを行うものであり、マイナンバーシステムに関連する改修ではございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 情報連携ということでございます。

情報連携についていくと、今後その可能性も否めないかなというふうには思っていますが、今回関係ないということですので、それはそのように捉えておきます。

最後ですが、議案第20号弥富市税条例の一部改正をする議案でございます。

この改正によって、大きな点としては、森林環境税の導入と軽自動車の種別割、グリーン

化特例の延長ということだと思います。この軽自動車に対しては、最大期間を延長するということで、これはいいとしても、1つ目の森林環境税でございますが、これは何のための税金であり、その目的は何なんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） お答えいたします。

森林環境税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された目的税としての性質を有する国税でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 森林ということで、弥富市の対象がどういうふうになっていくのかというのは委員会のほうで確認していただきたいというふうに思いますが、まずこの目的税という部分でございました。この目的税とは、他の用途に使えるんでしょうか。それとも、基金として積めば、他の目的に使えるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 森林環境税については、県を通じて国に納めた後、国からは森林環境譲与税として改めて県及び市町村に譲与されます。

なお、森林環境譲与税の使途が、森林整備や木材の利用促進などに関する施策と、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に定められており、ほかの用途に使うことはできません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今回、国のほうに一旦納めるということで、その分配で来るということでございます。そして、目的税であるために、ほかの用途には積めないということでございましたが、ただ国の法律が復興税のように変わっていけば、他の用途に使っていくことも可能性としてはあるということだと思います。

続きまして、最後ですが、この森林環境税でございますが、一律1,000円ということで聞いておりますが、この減免制度についてはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 森林環境税は、個人住民税均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。軽減制度はございませんが、免除につきましては、被災により甚大な被害を受けられた方、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、失業された方など、法律に定められた方が対象となります。

なお、非課税基準につきましては、生活保護法による生活扶助を受けている方のほかに、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方、一定

所得以下の方など、定められた基準を満たした方につきましては森林環境税が非課税となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 非課税者もあるということで、確認できました。続いては、委員会のほうで審議していただきたいというふうに思っております。

質疑のほうは以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 那 須 英 二

同 議員 小久保 照 枝